

有田市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

有田市長 玉 木 久 登

## 有田市規則第19号

### 有田市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

有田市職員の通勤手当に関する規則（昭和33年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「また通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合についても同様とする。」を「又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは特別料金等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合についても、同様とする。」に改める。

第 4 条中「書類」の次に「その他任命権者が必要と認める書類」を加える。

第 6 条中「給与」を削り、「照し」を「照らし」に改める。

第 9 条の次に次の 3 条を加える。

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第 9 条の 2 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第 7 条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第 8 条（第 1 項第 3 号及び第 3 項を除く。）の規定は、条例第10条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第 1 号及び第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第 2 号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第 9 条の 3 条例第10条第 3 項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

（1）通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（2）通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第10条第 3 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等

に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（3） 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの（対象職員の範囲）

第9条の4 条例第10条第3項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする勤務所に勤務することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると任命権者が認めるものとする。

第13条から第15条までを次のように改める。

（支給日等）

第13条 条例第10条第6項の規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第8条第3項第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条第2項第2号に定める額（第8条第3項第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前条に定める額の合計額（第15条第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第6項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第10条第6項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日とその日の属する月の有田市職員の給与支給に関する規則（昭和30年規則第3号）第7条に規定する給与の支給日（以下この条において「給与の支給日」という。）以後となる場合

（2） 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日とその日の属する月の給与の支給日以後となる場合（次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第10条第6項の規則で定める日は、給与の支給日とする。

4 条例第10条第6項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第2項に

規定する地方公共団体の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い地方公共団体の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

- 6 職員がその所属する給与の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給与の支給義務者において支給するものとする。

（1） 職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給与の支給義務者

（2） 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給与の支給義務者

- 7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給与の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第14条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の始期については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

（1） 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

（2） 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

（3） 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が

2 以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして任命権者が定める場合  
任命権者が定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、任命権者が定める。  
(返納の事由及び額等)

第15条 条例第10条第7項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として任命権者が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第10条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは特別料金等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 条例第10条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、任命権者が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることと

なるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

- (2) 1 か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間等に係る最後の月である場合にあっては、零）

- 3 条例第10条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支給義務者と事由発生月（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、同号イに規定する事由が生じた日の属する月）の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 月の中途において法第28条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、若しくは法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第17条第3項を削る。

第19条中「掲示」を「提示」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。  
（支給単位期間等の開始に関する経過措置）
- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の有田市職員の通勤手当に関する規則第17条第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の有田市職員の通勤手当に関する規則第13条第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。